

2012(平成24)年度 脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況 -精神障害の労災認定件数が過去最高に-

Contents

- 【 お知らせ ① 】 脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況について
- 【 お知らせ ② 】 2012(平成24)年度 未払賃金立替払事業の実施状況について
- 【 労務コンプライアンス自主点検 】 #16 労働者名簿、賃金台帳

お知らせ ① 脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況について

厚生労働省より平成24年度「脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況」が公表されました。

まず、脳血管疾患及び虚血性心疾患等の「過労死」等事案につきまして、請求件数は842件であり前年に比べ56件減、支給決定件数は、338件であり、前年に比べ28件増となっております。また、業種別では請求件数、支給決定件数ともに「運輸業、郵便業」に分類される「道路貨物運送業」が最も多くなっております。職種別では請求件数、支給決定件数ともに「自動車運転従事者」が最も多くなっております。年齢別では、請求件数、支給決定件数ともに50～59歳が最も多くなっています。

次に、精神障害等事案につきましては、請求件数は1,257件であり前年に比べ15件減少しており、支給決定件数は、475件で、前年に比べ150件増の過去最高件数となっております。また、業種別では、請求件数、支給決定件数ともに「製造業」が最も多くなっております。職種別では、請求件数は「事務従事者」、支給決定件数は「専門的・技術的職業従事者」がそれぞれ最も多くなっております。また、年齢別では、請求件数は40～49歳が、支給決定件数は30～39歳がそれぞれ最も多くなっております。なお、出来事別の支給決定件数は、「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」が最も多くなっております。

お知らせ ② 2012(平成24)年度 未払賃金立替払事業の実施状況について

厚生労働省より発表された「未払賃金立替払事業の実施状況」によると、2012(平成24)年度の立替払状況は、企業数は3,211件(対前年度比12.8%減少)、支給者は40,205人(対前年度比5.7%減少)、立替払額は175億736万円(対前年度比12.2%減少)といずれも前年度を下回る結果となり、支給者一人当たりの平均立替払額は、43万5千円となっております。

また、企業規模別では、労働者30人未満の企業が企業数全体の89.3%を占めており、立替払額についても、30人未満規模の企業が最も多く、全体の53.8%を占めています。なお、30人未満の企業と30人～299人の企業をあわせると、全体の95.9%に上りました。

業種別の立替払状況をみると、立替払額では製造業が全体の28.5%を占めており最も多く、次いで、商業、建設業の順となっております。

未払い賃金立替払い事業が開始された、1976(昭和51)年以降2012年(平成24)年までの立替払額の累計額は、457,648百万円となっております。

Social Insurance Consulting Firm EOS
Firm News Vol.47 July'13**労務コンプライアンス自主点検****#16 労働者名簿、賃金台帳**

今回は、第16回目として「労働者名簿、賃金台帳」についての自主点検です。
早速ですが、御社の状況に照らし合わせて、下記1から4を確認してみてください。
(チェック項目 ○×△)

	チェック項目	○×△
1.	労働者名簿及び賃金台帳が各事業所にある。	
2.	労働者名簿に記載すべき事項を認識している。	
3.	賃金台帳を賃金の支払いの都度作成し、各事業場で保存している。	

上記のうち、1つでも「△」又は「×」が付いた場合には、注意が必要です。

今回の自主点検のテーマである「労働者名簿、賃金台帳」について労働基準法107条及び108条において規定されています。

まず、労働者名簿についてですが、「使用者は、各事業場ごとに労働者名簿を、各労働者（日日雇い入れられる者を除く。）について調製し、労働者の氏名、生年月日、履歴その他厚生労働省令で定める事項を記入しなければならない。」とされています。条文のとおり、各事業場ごとに作成する必要がある、日雇い労働者以外の従業員について作成しなければなりません。記載すべき項目としては、前記条文中に記載されている労働者の氏名、生年月日、履歴の他、①性別、②住所、③従事する業務の種類、④雇入の年月日、⑤退職の年月日及びその事由(退職の事由が解雇の場合にあつては、その理由を含む。)、⑥死亡の年月日及びその原因となっており、記載すべき事項に変更があった場合には、遅滞なく訂正しなければならないとされています。

次に、賃金台帳ですが、「使用者は、各事業場ごとに賃金台帳を調整し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他厚生労働省令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。」とされています。こちらも労働者名簿と同様に、各事業場ごと、賃金の支払いの都度使用しているすべての労働者について作成しなければなりません。記載内容としましては、①氏名、②性別、③賃金計算期間、④労働日数、⑤労働時間数、⑥時間外労働、休日労働、深夜労働の時間数、⑦基本給、手当その他賃金の種類毎にその額、⑧賃金の一部を控除した場合には、その額について記載しなければならないとされておりま。

企業としては、まず御社内の各事業場において労働者名簿と賃金台帳が備え付けられているか、そして、上記の記載事項の内容を満たしているかチェックすることが必要であると思われます。また、これらの書類については、労働基準法109条において3年間の保存義務が課せられておりますので、一度、その起算日もあわせて確認されることが宜しいのではないのでしょうか。

本紙に関するお問合せ、人事労務に関するご相談等は、下記までご連絡ください。

社会保険労務士法人 EOS

東京都港区西新橋 1-2-9 日比谷セントラルビル 5階

TEL: 03-4577-1849 FAX: 03-4577-1898 E-mail: accounting@epcs.co.jp

<http://www.epcs.co.jp/>

アウトソーシングサービス Web サイト : <http://www.epcsoutsourcing.com/ja/index.html>

Social Insurance Consulting Firm EOS

Firm News Vol.47-2

～ We are always at your side ～